

閱覽用

令和2年11月臨時会

(11月27日招集)

# 和水町議会会議録

## 令和2年11月和水町議会臨時会目次

### ○11月27日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	1
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 議案第79号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	2
閉会	3

11 月 27 日 (金曜日)

## 令和2年11月和水町議会第6回臨時会会議録

令和2年11月27日和水町議会第6回臨時会を議場に招集された。

1. 令和2年11月27日午後1時30分招集
2. 令和2年11月27日午後1時30分開会
3. 令和2年11月27日午後1時35分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池 恭一
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)  
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 中嶋 光浩	書 記 西原 利沙	
-------------	-----------	--
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 高巢 泰廣	副 町 長 松尾 栄喜	
教 育 長 岡本 貞三	総 務 課 長 上原 真二	
総合支所長兼農林振興課長 富下 健次		
12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第79号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

---

開会 午後1時30分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

ただいまから、令和2年第6回和水町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番秋丸要一君、8番松村慶次君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

---

#### 日程第3 議案第79号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第79号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第79号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」説明を申し上げます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出、和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中、100分の130を100分の125に改める。

第2条 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中、100分の125を100分の127.5に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月の1日から施行する。

提案理由、令和2年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため、条例を改正する必要がございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

補足します。人事院が示しました勧告内容は、期末手当を0.05月分減額する内容です。このことを踏まえ、第1条では、令和2年度期末手当を12月の期末手当から0.05月分を引き下げる内容

となっております。第2条では、令和3年度に支給する月数を定めたものです。あくまで人事院が示しました100分の130から0.05月分を減額する内容ですが、第2条は、第1条と表記が異なっております。100分の125を100分の127.5となっておりますが、期末手当は6月と12月の年2回の支給がございますので、第1条では100分の130を100分の125に改正したことを、そのことを踏まえまして、その上で0.05月分を2回に分けて0.025月分の増の表記となっております。しかし、現在、改正前の100分の130からしますと、0.05月分減額となる内容となっております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第79号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。令和2年第6回和水町議会臨時会を閉会いたします。

起立願います。お疲れさまでした。

---

閉会 午後1時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員